

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	990	990	—	0.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	990	990	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	28,847	32,947	△4,100	△12.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	28,847	32,947	△4,100	△12.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,990	1,990	—
(内訳)	指定金融機関への貸付け	1,990	1,990	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,990	1,990	—
(財源)	財政投融资	990	990	—
	財政融資	990	990	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	1,000	1,000	—
	一般会計出資金	0	0	—
	一般会計補給金	0	0	—
	一般会計補助金	2	2	0
	政府保証（5年未満）	1,000	1,000	—
	貸付回収金	5,890	5,459	430
	借入金償還	△5,090	△5,459	370
	債券償還	△800	—	△800
	その他	△2	△2	△0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務)(以下「公庫」という。)は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が、銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを目的とする業務である。

これは、危機発生時には、信用リスクの上昇等により、一般の金融機関による貸付け等では資金需要を的確に満たす形で資金供給がなされない場合が懸念されることから、「政策金融改革に係る制度設計」において、「今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は、完全民営化機関をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずる」とこととされたことを踏まえたものである。

したがって、政策金融改革の趣旨に基づいて実施している公庫の危機対応円滑化業務は、危機時の量的補完を担っており、官民の適切な役割分担がなされている業務である。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

危機対応円滑化業務は、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、公庫が指定金融機関に対する以下の信用の供与等を行うものである。

(ツーステップ・ローン)

指定金融機関が行う貸付け等に係る資金について、公庫が財政融資資金の借入れ又は社債(政府保証債)の発行により調達した資金の貸付けを行うもの。

(損害担保)

指定金融機関が行う貸付け等に係るリスクの一部の補てんを行うもの。

(利子補給)

指定金融機関が行う貸付け等(ツーステップ・ローン又は損害担保による信用供与がなされたもの)に係る金利を政策的に低減するため、指定金融機関に対し利子補給金の給付を行うもの。

公庫は、指定金融機関に対するこれらの信用の供与等を行うことで、危機発生時における金融の量的補完を実施する一方で、指定金融機関のモラルハザードを防止する観点から、公庫からの損害担保についてリスクの一部補てんとするなどして、指定金融機関との間で適切にリスク分担を行っている。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

該当なし。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度においては、財政投融資4,740億円(＝財政融資資金)を予定していたところ、主務大臣により定められた危機認定事案である「新型コロナウイルス感染症に関する事案」への取り組みに努めた結果、指定金融機関に対して157億円の融資を行ったことから、運用残(＝財政融資資金)は4,583億円となった。

6年度要求にあたっては、災害等による被災事業者等の資金需要に対応するため、過去の実績、事業者の資金需要及び資金調達状況等を踏まえ、所要額を要求するものである。

(参考:過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額	17兆6,995億円	9兆8,078億円	4,583億円
運用残率	83.9%	97.1%	96.7%

＜その他＞

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画＋前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」に盛り込まれた、「激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持する」ため、財政融資を要求。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務））

1. 政策的必要性

危機対応円滑化業務は、「官から民へ」の観点から行われた政策金融改革において、引き続き政策金融として残すべきとされた業務であり、危機発生時に政策金融機能を発揮できるよう、民間金融機関も活用した危機対応制度として整備されたものであることから、政策性が極めて高い分野である。

また、財政投融资は、税財源に依らない財政政策であることに加えて、経済情勢の変化等に応じて、財政融資の予定額や政府保証の限度額を一定範囲で増額できるなど、機動的な対応が可能であり、資金需要が危機の発生状況、経済情勢等に大きく左右される危機対応円滑化業務の性格を踏まえれば、財政投融资は政策目的の達成に適した手段である。

2. 民業補完性

危機対応円滑化業務は、「政策金融改革の制度設計」において、「政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を整備する」こととされており、政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、指定金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう措置が講じられたものである。

また、業務実施の要件として、指定金融機関が危機対応業務を行うことの必要性を主務大臣が認定する場合に業務を行うため、民業補完性は確保されている。

3. 有効性

内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等に対処し、迅速かつ円滑な資金供給を行うことで災害時のインフラ整備や中小企業者等の資金調達に支障が生じないようにすることが可能となる。

4. その他

指定金融機関には、危機による被害に対処するために必要な資金を供給する危機対応業務を適正かつ確実に実施することが求められており、特に、危機対応業務は政策上の措置を受けて行う業務であることから、指定金融機関によって長期にわたり適切かつ安定的な資金管理等が行われるよう公庫法で指定基準が定められている。

また、指定金融機関の信用リスクについては、公庫法において、主務大臣は指定金融機関に対する検査・監督権限を有していること及び内閣総理大臣（金融庁長官）は主務大臣の委任を受け、リスク管理に係る立入検査を実施することができることとされていることから、その適切な行使によって指定金融機関の健全性をチェックすることができるため、償還確実性は担保されている。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（危機対応円滑化業務）)

1. 決算についての総合的な評価

○損益計算書の状況

令和5年3月期は、資金運用収益46億円の計上等により、経常収益は116億円となった。

一方、資金調達費用45億円の計上等により、経常費用は430億円となった。この結果、経常損失及び当期純損失は314億円となった。

○貸借対照表の状況

資産の部合計は、貸出金残高が前期末に比べ5,511億円減少したこと等により、4兆9,773億円となった。

負債の部合計は、借入金が前期末に比べ4,811億円減少したこと等により、3兆8,506億円となった。

純資産の部合計は、出資金1千万円の受入れ及び当期純損失314億円の計上により、1兆1,267億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産 4兆9,773億円

○負債 3兆8,506億円

○純資産 1兆1,267億円

(2) 費用・収益の状況

○費用 430億円

○収益 116億円